

第4回

地域における消費者教育の推進に向けた 地域ネットワークの構築・強化に関する分科会 議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

第4回

地域における消費者教育の推進に向けた 地域ネットワークの構築・強化に関する分科会 議事次第

1 日 時：令和8年7月8日（水）16：00～17：30

2 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用1212会議室

3 議 題

地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する
分科会の取りまとめ（案）について

4 出席者（敬称略）

委員：遠藤 友美子、大藪 千穂、岡田 美保、高比良 直子（50音順）

オブザーバー：金融庁、文部科学省、厚生労働省、国民生活センター

5 配布資料

資料1 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に
関する分科会の取りまとめ（案）（概要）

資料2 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に
関する分科会の取りまとめ（案）

○大藪座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第4回「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤委員、岡田委員、高比良委員にはオンラインで参加いただいております。柿野委員は会場で参加ということです。角山委員と倉本委員は御欠席と伺っております。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。お手元に資料が届いていると思いますので、議事次第を御覧ください。

本日の議題は「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会の取りまとめ（案）について」をテーマとさせていただいて、消費者庁のほうから、地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会取りまとめ（案）の説明を30分ほどしていただいて、それから、最後に意見交換をして、終了ということになります。

時間としては、御意見をいただいた段階で終了ということなので、いつもほどは長くはないかなという感じはありますけれども、忌憚のない御意見をいただけたらと思います。

それでは、事務局のほうから、資料1に沿って30分ほどで説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田課長 消費者教育推進課長の黒田でございます。

それでは、私から取りまとめ（案）について御説明します。

お手元に資料1と資料2がございます。資料2は、パワーポイントの形の概要資料、資料1が取りまとめ（案）の本体となっておりますので、私は資料1に沿って、少し丁寧に30分かけて御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

目次の次に「第1 はじめに」ということでございます。

1行目からでございますけれども、消費者教育は幼児期から高齢期までのいわば「全世代」を対象としていると。

次の行ですが、消費生活の場面ごとに必要な諸能力を切れ目なく身につけることを目的としている、これは体系的に実施されるべきものであること。

次の段落、特に、デジタル技術の飛躍や社会構造の変化等に伴う消費者の取引環境の急激な変化の中にあっては、ということで少し飛びますが、誰もが多様な脆弱性を有することを前提に、消費者力を身につけることが不可欠ということでございます。

先生方も御存知のとおり、第6期推進会議の取りまとめにおきましても、消費者教育は、単に目の前の消費者トラブルを防止するためのものにとどまらず、安全・安心に生活していくための基盤となる力を身につけるために重要だという御指摘をいただいております。

中段の「また」のところですが、内容面に着目しても、金融ですとか、情報ですとか、様々、取り扱うべき分野が多岐にわたっているということでございます。

一方で、消費者教育の推進に係る人員や予算には限りがある、これは、国もそうですし、自治体の消費者行政部局もそうです。人員や予算に限りがあるということから、消費者行

政に携わる者だけでなく、多様な主体を巻き込みながら推進する仕組みの構築が課題となっているということです。

「そこで」のところですが、昨年の12月4日に、この分科会の親会であり、消費者教育推進会議において、この分科会の設置が決められて、この間、地方公共団体等へのアンケート調査、そして、この分科会におけるヒアリングなどを通じまして、現状の把握と課題の抽出を委員の先生方にやっていただきまして、さらにその対応策の検証等の議論を行っていただいて、本日、この取りまとめ（案）についてお諮りするということです。

続きまして、第2のところでございます。3ページ目になりますけれども、表題としては「地域における消費者教育の充実に向けた連携における消費者教育コーディネーターの意義（これまでの議論の再整理）」ということでありまして、消費者教育推進会議の立ち上げから、もう第7期を数えてございますけれども、かねてよりずっと、この地域の消費者教育についても議論をしまいらしたので、その振り返りも含めて、ここに書かせていただいております。

まず、1行目の最後のところからですが、地域において、様々な機会を捉えて幅広い世代に向けた消費者教育を実施する環境をつくることが重要であること。さらに、人口減少・高齢化のさらなる加速、消費生活相談員等の担い手不足等、地方消費者行政を取り巻く大きな課題もある中で、これらを実現するためには、消費者行政に携わる人だけではなく、消費者教育の担い手となり得る多様な主体による連携・協働が不可欠だということ。しかしながら、このような連携は自然に形成されるものではなくて、主体間を意図的かつ戦略的に結びつける役割が必要だという問題意識でございます。そのため、我々は、推進会議も含めてですが、法律に基づき閣議決定している消費者教育基本方針等に基づきまして、全国各地で消費者教育推進計画を策定いただいたり、地域協議会を設置いただいたり、あるいは消費者教育コーディネーターの育成・配置、これを進めてきていただいているという現状でございます。

ここからは、振り返りですが「特に、消費者教育コーディネーターに関しては」ということで、少し飛びまして「例えば」のところですが、第一期推進会議の下で設置された小委員会におきまして、その取りまとめにおいては、消費者教育コーディネーターについて、①消費者教育を広める、②消費者教育の実施を働きかける、③消費者教育の関係者をつなぐ、この3つの役割が記載され、期待が示されていたところです。

さらに、第三期推進会議の下で開催された分科会の取りまとめにおいて、消費者教育を担う多様な関係者による連携体制を構築し、その体制を踏まえて、地域の特性に応じた消費者教育を実現することが、コーディネート到達点とされました。地方公共団体の役割としては、様々な主体がありますが、その関係主体との連携関係をどう構築していくかということを戦略的に企画・立案すること、そして、総合調整をするという考えが示されていたところでございます。

今回の分科会の目的である、地域のネットワークの構築・強化を図る上では、消費者教育コーディネーターがこれらの役割を十分に発揮できる環境を整備することが重要だということでもあります。

第3からが、今回の分科会で取り上げてきたことをまとめていくところでございます。

「第3 各地における取組状況」でございます。

(1) として消費者教育コーディネーターの配置状況を御紹介しています。直近の令和7年4月1日時点の数字でございますが、まず、消費者教育コーディネーターは、全都道府県・政令市で配置済み、中核市においても13で配置済みとなっております。

なお書きのところですが、人数としては現状342名、本職が行政職員の方は195名、相談員の方が97名、教員や元教員の方が21名などとなっております。

(2) です。「地方公共団体へのアンケート調査」です。本分科会の開催に先立ちまして、昨年11月から12月にかけて、都道府県、政令市、中核市を対象にアンケート調査を行いました。

その結果、まず、一番下の段落ですが、多くの地方公共団体におきましては、学校に対する出前授業ですとか教材提供、教職員の指導力向上を図るための研修等を中心として、学校との連携の取組が進められてきているということでした。

その中で、コーディネーターは、各学校への講座開催の働きかけ、次のページにかかりますが、教員が集まる、例えば校長会ですとか、教頭会に行って定期的な周知を行うなど、いわゆる「関係者や場をつなぐため、間に立って調整する」というコーディネート業務に従事していらっしゃいます。

その次の段落の「また」のところですが、学校と少し離れて、幅広い年齢層の一般消費者に向けた消費者教育の取組としては、出前講座が非常に重要な施策として位置づけられていることが伺われる結果でした。

出前講座の実施に当たって地域包括支援センターですとか、社協ですとか、公民館などとの連携により周知を行っているとの回答も見受けられました。

一方で、そういう講座の企画・周知は行っているのですけれども、特段、新規派遣先の開拓ができていないとの回答も多くあったということでございます。

続いて次の段落ですが、消費者教育コーディネーターとして名乗っているかどうかという質問に対して、名乗っていると回答した地方公共団体は限定的でした。

消費者教育コーディネーターは、様々な場面で消費者教育の意義と重要性を能動的に説いて回ることが重要であるところではありますが、実際にそのような活動まで実施できていると自認している地方公共団体は限定的であるという課題が見受けられるという御指摘も委員の先生方からいただいたところです。

続いて(3)です。「地方公共団体のヒアリング」ということで、この間、青森県、岐阜県、奈良県、水戸市、米沢市の皆様に、第1回、第2回の分科会に御出席いただいて御説明いただいたところです。

まず、青森県ですが、特徴としては、消費生活センターの教育啓発担当職員を消費者教育コーディネーターとして位置づけていて、複数名の体制で業務を遂行し、なおかつ、県が管内の基礎自治体の全てをカバーしているという特徴がありました。

次の6ページ目の2行目辺りからですが、コーディネーターとしての業務を地域のNPO法人に委託しているので、担当者個人が交代しても、組織で請け負ってもらっているのも、それまでに築いた外部とのネットワークや関係性を維持する仕組みが構築されているという点が評価できるということでした。

続いて、岐阜県、奈良県につきましては、学校、そして、学校だけではなくて、多様な主体との連携を重視した取組が進められているという特徴がありました。

両県で、例えば、教育委員会、域内の大学とか大学生、行政職員などの協力を得ながら、また、弁護士会や司法書士会などの専門的な領域の方々にも協力をいただきながら出前講座を実施しているということでした。委員の先生方からは、こうした取組が非常に参考になるというお話もありました。また、奈良県は、民間企業も含めて、消費者教育と親和性が高い教育・啓発に取り組む主体、例えば、J-FLECですとか、財務事務所ですとか、税務署などとコラボレーションをしながら一連の連続講座みたいなことを実施して、市民に訴求し裾野を拡大する工夫をしているという報告もあったところです。

水戸市は、見守り活動と消費者教育・啓発の取組を両輪として捉えている点に特色がありました。

市から委嘱を受けた消費生活サポーターが、水戸市の安心・安全見守り隊の一員となって、緩やかでさりげない見守りを行いながら、啓発活動にも取り組んでいました。そして、サポーターが、地域のニーズを掘り起こして、担い手としても機能しているということで活躍されているということでしたし、計画上も「担い手の育成と活躍の場の創出」が明確に位置づけられている点が重要であるということでした。

米沢市は、高齢者の消費者被害防止を起点とした地域ネットワークの構築に特色がありました。ワークショップ等を通じて、高齢者福祉関係者に消費者トラブルの実態を共有して、周囲の関係者も巻き込んだ形での見守り体制が重要だとの認識の下で、様々な方々が参画いただいているということであり、協議会の設置、計画の策定も当然ですし、その中で、各主体の役割を明確化し、整理をして位置づけているということでした。

柿野委員が所属していらっしゃる消費者教育支援センターが、約10年にわたって、この米沢市に伴走支援をして、幅広い関係者に消費者教育の意義と重要性に関する根本的な理解を広げることと、各主体が消費者教育の推進を自分事として捉えやすいアプローチを意識することを念頭に取組を進めてきているという特徴がございました。

市役所の中の高齢者福祉行政の担当者の方が推進を担っているという特徴もございました。

「一方で」のところですが、いずれの事例でも人材確保の継続性や、個々の経験に依存しない仕組み化が課題であるということでした。こうしたコーディネーター機能を制度的

に定着させつつ、地域の多様な担い手と結びつけていくことが、持続的な消費者教育にとって重要であることが示唆されるということで、委員の先生方の御意見をいただきました。

次に「（４）現状と課題」です。アンケートやヒアリングを通じて、この分科会の委員の先生方におまとめいただいた現状と課題の部分です。

１段落目は、学校との連携ということで、高等学校と都道府県の連携は一定程度進んでいて、市町村と基礎自治体のところは、都道府県と高等学校との連携と比べると、まだ、そこまでっていないという話がありました。

これに対して、学校以外のライフステージ、属性に対する取組は、対象も広く、地方公共団体にとって取り組みづらさやハードルの高さを感じる分野となっているという御意見もありました。

その次の段落「そもそも」のところですが、コーディネーターと名乗らず活動しているという地方公共団体も多く存在するという御指摘もありました。

さらに、消費者教育を実施することの潜在的なニーズは、地域の各所に存在しているということ。少し飛びますけれども、下から４行目ですが、こうしたニーズを可視化するため、消費者教育コーディネーターによるプッシュ型の働きかけが重要だということで、倉本委員の所属していた金融経済教育推進機構（J-FLEC）や、弁護士会や司法書士会の例もありましたけれども、そういう専門性を持つ主体との連携によって、場の創出において相乗効果を生むことができますし、講師となり得る担い手の方々の裾野の拡大にもつながるという御意見を委員の皆様からいただいたところです。

加えて、出前講座については、やはり受講者のニーズを的確に把握して、時にはニーズを引き出すということも必要、いわばオーダーメイド型の講座内容の企画や講師の調整を行うことも、コーディネート機能の重要な要素の一つであるという御指摘がありました。

「また」のところですが、消費者教育の推進を本来的な役割としていない主体に対して協力いただくためには、やはり、そういった主体が実感を伴う形で消費者教育の意義を共有していく必要があるということでした。

消費者教育コーディネーターの能動的な働きかけに端を発する連携関係が、いずれは、関係する主体それぞれが自分事として消費者教育の推進に取り組む循環型システムの構築へとつながっていくことが望まれるという御意見もいただきました。

「さらに」のところと、中段の「また」のところですが、関係機関との調整や新規連携先の開拓について、消費者教育コーディネーターのみに委ねるのではなくて、消費生活部局・消費生活センター全体としてコーディネート機能を発揮している例も見受けられ、これもまた、一つの望ましい在り方であるというコメントもございました。

ここで、縷々いろいろまとめていただきましたが、最後に、地域ネットワーク構築・強化を図る際の重要な視点として、３つポイントを挙げてまとめていただいております。

１つ目が、消費者教育の機会を生み出すためには、プッシュ型の働きかけを通じて地域の教育資源を俯瞰的に整理・発掘し、課題の優先度や解決の方向性を見極めながら、必要

な関係主体を連携させ統合していく企画調整機能が必要であること、また、これを担うのが消費者教育コーディネーターであることについて、消費者教育の推進に取り組む主体が共通認識を持つこと。

2つ目が、地域に存在する教育資源を見出し、つなぐ際には、関係する主体それぞれにとってのメリットを生み出し、それを言語化することで、Win-Winの関係を作り出し、自走する仕組みへと高めていくこと。

3つ目は、持続的な連携関係を構築するため、具体的な事業の実施を通じて消費者教育の意義と重要性を共有するとともに、小さな成功体験を積み重ね、「連携」から「協働」へと発展させていくことという視点をおまとめいただいたということでございます。

第4です。「消費者教育コーディネーターに求められる役割の再整理」ということで、消費者教育コーディネーターの役割について、抽象的な概念でなく、具体的な業務内容について示すということで、幾つか挙げていただいています。

まず、1つ目の黒ボツですが、「基礎自治体においては」ということで、住民が集まる場所や教育を展開し得る場を把握すること。

2つ目のボツ「都道府県においては」ということで、様々書いてありますが、広域的な見地からの基礎自治体等の支援に取り組むこと。

3つ目のボツ、地域の既存の福祉・金融経済教育・見守り・防犯などの様々な取組に消費者教育の視点を組み込んで、関係機関と相乗的に取組を推進すること。

4つ目のボツ、積極的に消費者教育コーディネーターを名乗っていただいて、地域の様々な場において中心的な役割を担っている人と信頼関係を構築すること。その際に、信頼関係を構築した上で、消費者教育の意義と重要性を説明して回ること。

下から3つ目のボツです。出前講座をツールとしてプッシュ型の働きかけをして講座を生み出していくこと。それで、魅力的な講座内容・講師の企画を試みること。

下から2つ目です。地方公共団体の他の部局ですとか、外の様々な組織を巻き込むことで、アプローチできる場や消費者を広げ、かつ、担い手の確保につなげること。

一番下のボツ、個別事業等によりできた個人・組織とのつながりを、その場限りにせず、「連携」から「協働」へと発展させていくこと、ということで再整理していただきました。

次のページ、第5でございませう。

国に求められる取組、地方公共団体に求められる取組、その他の主体ということで分けてございませう。

まず、国に求められる取組ということで、幾つか挙げていただきました。

まず、1つ目のボツですが、消費者教育コーディネーターという存在の意義と重要性について認知を広げるために、コーディネーターが現場で使う補助となる資料の提供ですとか、具体的な活動イメージをまとめた手引の作成・共有、また、外向けに名乗りやすい肩書とする仕組みの創設などについて、国に求めるということでございませう。

次のボツですが、コーディネーターが現場で生かせる実践的な知識やコーディネート手

法を学べる講習会の開催。

3つ目は、コーディネーターの相互の交流の場の確保。

4つ目は、コーディネーターが悩んだときなどに、個別アドバイスが得られる仕組みづくりをしてほしいということ。

その下、先進的事例の横展開をしてほしいということ。

さらに、その次ですが、消費者教育コーディネーターの武器となる情報の整理・提供。

さらに、下から2つ目のポツ、全国版ネットワークの構築・強化と地域への情報提供。

最後のポツは、地方消費者行政強化交付金の活用を通じた消費者教育の推進に係る取組への支援、これらを国に求めるということでございます。

続いて、地方公共団体に求められる取組ということで、まず、1つ目のポツですが、地方公共団体は、地域の実情によって様々な差はあると思いますので、その地域の特性を踏まえながら、コーディネート機能を高める工夫を、できることから始めていくということ。

2つ目が、地域における消費者教育推進計画に消費者教育コーディネーターを位置づけること。

3つ目が、コーディネーターと行政職員が伴走して企画立案をする体制を明確化すること。

4つ目が、いわゆる見守りネットワークです。消費者安全確保地域協議会、ここに参加する様々な団体とか関係機関とのつながりを、消費者教育にかかる事業に活用すること。

5つ目が、都道府県の消費生活センターにおいては、広域的な観点から管内の市町村の取組を支援し、積極的な連携をしていくということ。

一番下ですが、消費者教育コーディネーターが、御自身の取組の成果を実感することができるよう、多角的な手法を用いて成果の可視化を試みるということでした。

その他の主体ということで、次のページになりますが、地域において金融経済教育に取り組む主体（金融機関等）や、消費者安全確保地域協議会、見守りネットワークの皆さま、見守りネットワークに参画している地方公共団体の内部の消費生活部局以外の他の部局も含む方々や、行政外のような様々な団体等に、消費生活センターが拠点となって消費者教育の「場」や「担い手」を広げていくことへの積極的な関与を期待したいということでございました。

「第6 終わりに」ということで、本取りまとめでは、地域ネットワークの構築・強化を軸として、消費者教育コーディネーターの役割の再整理と今後の取組の方向性を示した。消費者教育の裾野を広げるということは、地道な取組の積み重ねである上に成果が見えづらく、また、各地で消費者教育コーディネーター等が抱える課題は個別性が高い。こうした困難さの中で、地域における消費者教育の充実に取り組んできた関係者のこれまでの尽力に改めて敬意を表する。本取りまとめが、各地の取組をさらにバージョンアップしていくための指針となるとともに、国や地方公共団体による実効的な支援の充実につながることを期待したいという締め言葉で取りまとめ(案)ということでお示しいたしました。

これまでの先生方の御議論と、そして、御意見、それを反映させていただいた形で、今、このような形でお示ししたということでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○大藪座長 黒田課長、丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。

かなり皆さん方の御意見を盛り込んでいただけたと思いますけれども、それでは、順次、委員の皆様から、これにつきまして、また、プラスアルファがあるかもしれませんので、意見を伺っていきたいと思います。

御意見は、取りまとめに記載された文章の修正・追記の御提案に限りません。例えば、この分科会で議論してきたことや取りまとめに盛り込まれた事項のうち、特に重要と考えられるような点についての改めての御指摘や補足的な御説明、あるいは、本取りまとめを踏まえて各地でこれから実施されていくであろう取組への御示唆だとか、あるいは国や地方公共団体への期待など、関連する御意見等をいただければと思います。会場、それからオンラインの順に、私から順次指名させていただきたいと思います。全員にお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、会場の柿野委員からお願いしたいと思います。

続いて、オンライン参加の遠藤委員、岡田委員、高比良委員、最後に取りまとめの案の御意見を預かっています角山委員と、この順で行きたいと思います。

では、柿野委員からお願いいたします。

○柿野委員 御指名ありがとうございます。

そして、非常に御丁寧な御説明をありがとうございました。

内容としては、今の地域における消費者教育の推進の課題、特にコーディネーターを中心とした、その地域ネットワークの構築・強化という観点から、非常によく丁寧にまとめられているなという印象を持っております。

関連して、2つお話ができたかなと思って御説明を聞いていました。

1つは、国民生活センターの行政職員基礎研修で「消費者教育と地域の見守り」をテーマに長く講師をさせていただいて、そこで強調していることとして、教育委員会とか、それぞれの主体にとって消費者教育が重要だと認識を持ってもらうためには、各行政分野にある計画に位置づけることが重要だという点です。

例えば、教育委員会との連携ということであれば、4分の3の自治体が教育基本法に基づく教育振興基本計画を持っていて、その中で、消費者教育をしっかりと位置づけていくという意味です。基礎自治体だと消費者教育推進計画をつくることは簡単でないと思うのですが、現段階だと、文部科学省が3年に一度実施している教育委員会調査で、教育振興基本計画がある基礎自治体のうちの1割程度が消費者教育を計画に位置づけていて、その割合も少しずつ増えているという調査結果も出ているので、現実的にこのアプローチが効果的ではないかと思います。また、消費者教育は全庁的に取り組む必要があるので、福祉の人はどうやって、この消費者教育の重要性について意識を持ってもらうか、福祉の行政

計画あるいは基礎自治体の総合計画という大きなレベル感で、消費者教育は大事なのだという方向性を、各自治体で持ってもらうと、これが共通理解として広がり、全庁的に広がる可能性があるのではないかと思います。そのためには、やはり国レベルで基礎自治体に対して発信をしていく必要があると今回の報告書を見ていて感じた、ということが1点目の内容です。

もう一点が、11ページの今後の取組の方向性の中に、幾つかポツがあって、下から2つ目に全国版ネットワークの構築強化というところで、消費者庁と文部科学省やJ-FLECの連携強化という観点があります。

私は、文部科学省の消費者教育推進委員会の委員を、10年以上させていただいて、文部科学省でも、地域における連携・協働事業をモデル構築という形で長く進めてきていて、そういう文部科学省がやっている枠組みと、消費者庁というか、消費者教育推進法に基づく、この流れとが軌を一にして、同じ方向を向いて、効果的に連動して動いていく必要があるのではないかと考えています。

ですので、何かその辺りを、この間の文部科学省の消費者教育推進委員会でも、実はこういう議論をしていて、文部科学省の事業をこれからどうするべきかという話も出ていたので、国レベルの連携強化という点について実務レベルでも併せて考えていけたら、本当に地域に広がっていくような未来像が見えてくるという印象を持ちました。

少し大きな話で恐縮ですが、以上です。ありがとうございました。

○大藪座長 柿野委員、ありがとうございました。非常に重要な点だと思います。

各自治体に意識を持っていただくために、国の発信というのはすごく重要という点と、それから、やはり以前からよく言われていた文部科学省と消費者庁との連動がうまくいくことで、その効果が出てくるのではないかという視点で、2つの御指摘をいただけたと思っています。

柿野委員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、岡田委員、お願いできますでしょうか。

○岡田委員 お時間をいただいてありがとうございます。

これまでの分科会の中で、私は、唯一、地域ネットワークを構築して実施する側ということで参加をさせていただいておりました。

各取組は、皆さん、自治体ごとに素晴らしいなと思っていましたし、委員の先生方の御意見も本当にごもっともだと思って聞いていました。

それが、消費者庁さんのほうできれいにまとめていただいたものを拝見したときに、なかなかこれはスーパーコーディネーターと、また、それを支える人たち、私たち自治体が本当にしっかりと取り組まなくてはいけないので、少しハードルが高いなというのは、率直な印象としてありまして、消費者庁さんともお話をした上で、少しでも取り組みやすくなるようにということで、若干、言葉の修正などをお願いしたところです。

一方で、やはり消費者コーディネーターの役割はこうであるということが、しっかりと

明記されたということは、1つの在り方が地方公共団体のほうに伝わってくるということでもありますので、とても意義があると改めて思っておりまして、都道府県とか市町村向けに、このコーディネーターの意義とか、自治体に取り組むべきこと、また、国がこういった後押しをしますよということを説明していただく機会があったらいいなと思いました。

最後に、柿野委員もおっしゃっていた、11ページの全国版ネットワークの構築・強化のところなのですが、地方公共団体の学校現場では、いろいろな義務が課されていて、教科以外にもたくさんやることがある中で、消費者教育といってもなかなか横展開が進まないという実情がありますので、消費者庁と文部科学省とJ-FLECとの連携強化をしていたらいい、J-FLECと重なる部分についての整理などもしていただけると、地域としてはより取り組みやすくなると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○大藪座長 岡田委員、どうもありがとうございました。

今、岡田委員から、地方公共団体に対しての説明する意義だとか、取り組んでいくこととかをしっかりとされるといいという話と、それから、先ほど柿野委員も少し御指摘をいただいた文科とかJ-FLECだとか消費者庁とかが取り組みながらネットワークをつくるためのどういったところが重なっているかというのをチェックする必要があるという御意見だったと思います。

岡田委員、どうもありがとうございました。

高比良委員、お願いいたします。

○高比良委員 全相協の高比良です。御指名いただき、ありがとうございます。

私からは、今回の取りまとめ案は、今までの分科会での御意見等、いろいろ網羅していただいて、大変分かりやすくなったと感じてはおりますけれども、2点ほど、できましたら、追記していただきたい点がございます。

まず、1点目なのですが、今回の取りまとめの2ページの真ん中辺りなのですが、消費者教育は、単に目の前の消費者トラブルを防止するためのものにとどまらず、安全・安心に生活していくための基礎となる力を見つけるための重要な教育であることが指摘されているということなのですが、今回の取りまとめの中に少し抜けていると思われるのが、脆弱な消費者、例えば、高齢者や、障害を持った方、災害など何らかの理由で脆弱な状態に陥っている消費者、そういった方及びそういった方を見守る人や支援者に対する消費者教育について、消費者教育コーディネーターを通して力を入れるべきだということを、どこかに盛り込んでいただいたら、と思いました。

2点目なのですが、少しページが飛びますが、12ページの後ろのほうになるかと思いますが、消費生活部局内で行政職員が消費者教育コーディネーターと伴走して企画、立案する体制を明確化することとあるのですが、ここの中に、やはり消費者相談の現場の意見を取り入れた上で構築していく必要があるのではないかと感じました。

特に、コーディネーター及び行政職員の働く場が、消費生活相談員が相談を受けている

場とは離れている自治体もございますので、消費者教育コーディネーター及び行政職員は、消費生活相談の現場との情報交換を常にかけて連携を強化しつつ、計画立案などに携わっていくべきではないかと感じました。

私からは以上です。

○大藪座長 高比良委員、どうもありがとうございました。

2点重要な点だと思います。脆弱な人を見守る人に対してのコメント、12ページのところに言っていたいた連携ですね、現場の人の意見との連携をちゃんと入れていく必要があるのではないかとということでした。ありがとうございました。

それでは、遠藤委員、最後になってしまいましたが大変申し訳ございません、よろしくお願いします。

○遠藤委員 NACSの遠藤です。よろしくお願いいたします。

まず、今回の分科会で議論させていただいた内容について、とても分かりやすくまとめていただき、ありがとうございました。

私自身、講師派遣事業に携わっているながら、やはり自治体で消費者教育の具体的な推進であるとか、それから、消費者教育コーディネーターの活動について、やはり分からない部分も多かったのですが、今回、自治体の方に直接お話を伺ったり、あるいは御提示いただいたデータとか、調査結果を拝見して、非常に理解が深まったかなと思います。

地域社会の中で消費者教育の裾野を広げるということは、やはり、自治体の方がいろいろな工夫を凝らして非常に努力されているということを改めて感じました。

その中で、消費者コーディネーターが担う役割が非常に大きいということ、また、その活動を進める中で、課題も非常に多くあるということが認識され、そして、共有されたことというのは、非常に意味があるのかなと思いました。

コーディネーターを名乗っていない方がこんなにいらっしゃるということは、私も存じ上げなかったので、よかったかなと思います。

全体的には、特にはないのですが、第4の役割の再整理というところ、具体的な業務内容を記していただいたということは、非常に大きな意味があったなと思っていて、黒ポツは、どれもとても大切な内容なのですが、私の中で、3つ目ですかね、「届きにくい層に効果的にアプローチするため」と、ここで既存の仕組みを有効活用して推進するということと、それから、その下のコーディネーターに名乗りをしてもらって、ここでコーディネーターが名乗るだけではなくて、広くコーディネーターとも、そういうことをきちんと周知するということがとても大切だなと思いました。

最後に、下から2つ目ですから、そういった中で、巻き込み力を発揮していただいて、いろいろな主体がつながることが非常に大切であるかなと、それがうまく回ることで連携から協働に発展するのかなということで、とても腑に落ちたような気がいたします。

少し気になったのが「第5 今後の取組の方向性」のところ、先ほども少し触れましたけれども、消費者コーディネーターに広く知っていただくようなプロモーションといい

ますか、そういったアプローチの仕方も並行してやるといいのかなと思いました。

最後に、先ほど柿野委員、それから、高比良委員のほうからもお話がありましたけれども、福祉部門との連携というところで、私どもで展開している講師派遣事業の中で、やはり地域包括センターであるとか、社協、民生委員、それから、最近、自治体の介護保険課のほうからも、消費者トラブルについて、実際に要支援1、2の方だけでなく、見守りの方に対しても消費者トラブルの現状であったり、そういった啓発をしてほしいというお声が多いので、やはり福祉部門との連携というのは、今後も重要になるのではないかなと思いました。

私からは以上です。

○大藪座長 遠藤委員、どうもありがとうございました。

とても重要な点をたくさん言っていただきまして、役割の再整理ということ、それから、巻き込み力とおっしゃいましたけれども、連携も非常に重要だということと、それから、今後のプロモーションとか、あるいは福祉との連携の重要性ということを御指摘いただいたと思います。ありがとうございました。

それでは、角山委員のほうから御意見を伺っておりますので、事務局のほうから御紹介いただけますでしょうか。

○黒田課長 事務局の黒田でございます。

角山委員は本日欠席ですが、御意見をいただいておりますので、代読させていただきます。

地域ネットワーク構築・強化分科会取りまとめ案に対する回答案という表題で消費者庁宛てにいただいております。

地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会取りまとめ案につきまして、下記のとおり、回答いたします。

1、取りまとめ案に対する基本的な考え方。取りまとめ案の全体的方向性及び記載内容について、異存はございません。特に消費者教育コーディネーターの役割を単なる講座調整にとどめず、地域の教育資源を把握し、多様な主体をつなぎ、地域ネットワークを継続的に機能させる企画調整機能として整理されている点は、今後の地域における消費者教育の推進に資するものと考えます。

2、「循環型システムの構築」の追記について。繰り返しとなりますが、前回の岡山市の報告を受け、先輩から学んだ大学生が、後輩や中高生に伝える取組は、単発の啓発にとどまらず、学び手が次の担い手となる循環を地域の中に生み出す点で、大変意義があると感じました。

消費者教育コーディネーターの役割として、関係機関や担い手をつなぐことに加え、教育を受けた人が、次の担い手となり、地域の中で消費者教育が継続的に広がる循環型システムの構築を図ることも重要であると考えます。

つきましては、循環型システムの構築というキーワードを消費者教育コーディネーター

の役割、または、今後の取組の方向性に関する箇所を追記いただくことを御検討いただけますと幸いです。

3、「地域権利擁護相談支援センター」の位置づけについて。社会福祉法等の一部を改正する法律及び民法等の一部を改正する法律により、成年後見制度や地域における権利擁護支援の在り方が見直され、地域における権利擁護支援の中核的な機関として、地域権利擁護相談支援センターが位置づけられました。

消費者被害の防止や消費者教育の推進においては、判断能力が十分でない方、生活上の困難を抱える方、孤立しやすい方等への支援との接点が大きく、権利擁護支援のネットワークとの連携は重要であると考えます。

そのため、地域における社会資源の例示として、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消費者安全確保地域協議会等に加え、地域権利擁護相談支援センターも含めることを御検討いただけますと幸いです。

以上、公益社団法人日本社会福祉会、角山信司、代読でございました。

以上でございます。

○大藪座長 黒田課長、どうもありがとうございました。

今、それぞれの委員のほうから御意見をいただいたのですが、ほかの方を聞いて、少しプラスアルファとか、それについて何か御意見がある方は、ぜひ今の段階で言っていただけたらと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、本日の御意見等を踏まえまして、事務局から提示されました取りまとめ案について、構成や内容を大きく変更するということは。

○黒田課長 先生、その前に、事務局から一応先生方の意見に対してお答えしたいと思います。

○大藪座長 そうですね、すみません、お願いいたします。

○黒田課長 委員の先生方、本日はありがとうございました。様々な御意見を頂戴しましたので、一つ一つできるだけお答えしたいと思います。

まず、柿野委員から2つ御指摘いただきました。1つが、やはり国が、各自治体で消費者教育基本計画だけではなくて、例えば福祉の計画とか総合計画とか、ほかの教育委員会の計画とか、教育振興計画、そういったものに消費者教育というのを少しでも位置づけていただけるように、まず、これは消費者庁への叱咤、応援だと思いますけれども、国がいろいろと消費者教育の重要性ですとか、消費者コーディネーターの重要性みたいなことを発信していくべきという御指摘をいただいたと。

今、11ページ目の第5のところの冒頭部分は、少し説明を割愛しましたがけれども、そのリード文のところで、まさに消費者教育の意義や重要性について、国が繰り返し発声して周知していくのだと、それが重要だということを分科会の取りまとめにおいても言及いただく構成になっておりまして、なおかつ、黒ポツのところでも消費者教育コーディネーターの存在意義について、その重要性について認知を広げるための資材をつくったり、手

引をつくったりということを、国への宿題としてお示しいただいたと受け止めております。今後、国としても今の御指摘を踏まえて、考えていきたいですし、しっかりやっていきたいと考えております。

2点目は、消費者庁とJ-FLEC、文部科学省との連携強化の話でございました。

これは、岡田委員からも同様の御指摘をいただいたところでありまして、現場ではJ-FLECが進める金融経済教育や学校での横展開は、なかなか進まない苦労があるので、まさに国側で連携をよろしく願いますということを岡田委員からも御指摘いただいたところで、柿野委員からも、しっかり連動していくべきというお話がありました。

本日は、文部科学省ですとか、J-FLECの倉本委員は欠席ですが、J-FLECの方も傍聴していただいていますし、その所管官庁の金融庁の方も、今、傍聴していただいておりますが、もともと文部科学省とは、既に法律からして共管で、一緒に前を向いて消費者教育に取り組んできておりますし、今までも連名通知を出したりしながら連携を密にして進めてきております。

そういう意味では、引き続き文部科学省とは、しっかり手を携えてやっていきたいと考えておりますし、J-FLECの倉本委員が委員に入っているということもあって、事務的には、かなりJ-FLECの事務局とも、いろいろこれからどうやって連携していくかということ話を合えて、いいコミュニケーションが取れているという状況でございますので、しっかり消費者庁側で、まず文部科学省、そしてJ-FLECだけではなくて、いろいろな関係省庁も連携していただいているので、そういった関係省庁と連携しながら、みんなで一致してやってこうということを自治体にも波及できる形で、何らかの形で自治体を後押しできるような形で進めていきたいと考えているということで、柿野委員の2つ目の御質問と岡田委員の2つ目の御質問の回答とさせていただきたいと思えます。

岡田委員の1つ目に話がありました、まさに、ここは岡田委員とも、事前に膝詰めでいろいろとお話させていただいたところですが、我々もこの報告書に書いていますけれども、やはり地域でも、消費者庁でもそうなのですが、人も予算もなかなか限られている中で、人手不足のある中で、皆さん、本当に自治体で御苦労されていることは、本当に私たちもよく分かっておりますし、そのために、今回、第5のところ国に求められる取組ということで、委員の先生方から消費者庁にいただいている、ないしは消費者庁のみならず、ほかの省庁も含めて、国に対する期待ということで、国に求められる取組ということで、様々な宿題をいただいていると思えますけれども、その中でも消費者教育コーディネーターに対して応援になるような武器とか、手引とか、そういったものを作りなさいということも盛り込んでいただきましたし、この分科会の取りまとめがまとまった暁には、この取りまとめに盛り込まれた内容を、我々が今度は、ミッションとして背負って、この分科会の委員の皆様におっしゃっていただいたことを含めて、地域の後押しになるようなことをやっていかなければいけないと、今、思いを新たにしているところでございますので、しっかりやっていきたいと思えます。それで全国への説明ということも含めて、1つ目のボツで、

まさに消費者教育コーディネーターの存在意義の重要性について、資料とか、活動手引とか、コンテンツを作ろうということです、そういったことに取り組みつつ、分かりやすく皆さんが地域の現場で展開できるようなものをつくっていけるようにということを、今、まだ形は何もないわけですがけれども、この報告書を受けて、我々もしっかり考えていきたいということをお約束したいと思います。

○大藪座長　ありがとうございます。

○黒田課長　次に、高比良委員から2ついただきました。

1つが、脆弱な消費者ということでありまして、第2のところ、2ページ目ですが、確かに高齢者、障害者、被災者、そして、それを支援する方々、それぞれに対するケアのサポートとか、支援とか、そういったことは、まさに大事だと我々も考えております。どのようにそれを盛り込むかについては、座長と今後相談したいと思いますが、一応この文章の、もう少し上のところに、高齢者とか、障害者とか、被災者に限らずですがけれども、誰もが多様な脆弱性を有すると記載しております。脆弱性があるということは理解した上で、もちろん福祉的な支援が必要な人だけではなくて、我々、私も含めてですが、すべての消費者が、時と場合によっては脆弱になるということを、我々も考えているところなので、それも含めて、高比良委員の御指摘、脆弱な消費者ということについては、我々も理解しておりますので、何らかの形で表現を盛り込めるように検討したいと考えております。どのように書くかについては相談したいと思います。

次に、行政職員の伴走について、12ページ目ですが、消費者が消費者相談の現場の意見を取り入れていくことが大切という御指摘、まさにそのとおりだと思います。

今、書き方の問題かもしれませんが、そこも含めて一応書いているつもりなのですが、12ページ目の3つ目のポツの括弧書きのところは、私、説明しませんでしたけれども「特に」のところで、縷々書いてあって、当然その中に、最後のほうには「消費生活センターが主導する意識が重要」ということで、消費生活センターないしはそこにいる相談員の方も含めて意見も取り入れながら、しっかり消費者行政部局と消費生活センターが中心になって進めていくという意味合いで書かせていただいております。何らかここで記載ができないかということも含めて、検討したいと思います。

遠藤委員からも、意見というよりは、お褒めをいただいたと思うのですが、その中でも、特に第4は、すばらしいというお話をいただきました。また、第5のところで、コーディネーターを広く知ってもらうプロモーション、そして福祉部門との連携が重要だという御指摘、まさにそのとおりだと思います。ただ、このように広く知ってもらうプロモーションについては、この第5のところで、1つ目のポツのところですね、繰り返しますが、この分科会の取りまとめがまとまった暁には、我々は、これを宿題として受け止めて作っていく資材とか、手引とか、そういったものをどう作っていくかということが、その答えになるのかなと考えますので、しっかりそこは考えながら作っていききたいと思いますし、福祉部門との連携というのは、まさに言うは易く行うは難しで、なかなか実際の各現場の

方々は悩みながらやっておられていて、米沢市のように、福祉部門が自発的にやっているようなところはかなり恵まれているわけですが、そういった中で我々としては、消費者庁でも手がけている見守りネットワークに、庁内の福祉部門だけではなくて、地域の福祉の関係者も入っていたりする事例もありますし、今、もう587を数える自治体で見守りネットワークができていますので、そことの連携をしていくということが、まず、1つの処方箋ということで書かせていただいたということでもありますので、そこも含めて対応していきたいと考えております。

また、角山委員の御意見については、循環型システムの構築については、実は事前にいただいていたので、もう取りまとめ案の本文に記載は入れておりました。その上で、地域権利擁護相談支援センターについては、今開催中の特別国会で社会福祉法等の一部改正法が成立して、来年の令和9年4月1日から施行される条文の中に、そのような関係の条文が入っていると認識しておりますが、どういう形でこの報告書に盛り込むことができるかについては、大藪座長と御相談しながら検討させていただいて、何らかに記載できるようにしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○大藪座長 黒田課長、ありがとうございました。今、黒田課長が答えられたことに関して、もしも何かプラスアルファであるようでしたら、御意見をいただけたらと思います。が、よろしかったですか。

ありがとうございました。それでは、今、黒田課長から言っていたように、皆さんの御意見、非常に重要な点をたくさんいただきましたので、それを踏まえまして、事務局から、まず、今日提示していただいた取りまとめ案について、構成や内容を大きく変更するものではないと認識しております。

したがって、取りまとめ案の方向性については、概ね合意いただいたものとして考えてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。各委員からの御意見などを踏まえた加筆・修正については、また、座長の私に一任とさせていただければと思いますが、よろしかったでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御異議なしとして座長一任としてまとめさせていただきますと思います。

なお、座長の私と事務局とで調整した後、追って委員の皆様に結果をお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事は終了となりますが、何かほかに委員の方から、よろしかったですか、コメントはいいですか。

それでは、最後に尾原審議官から一言御挨拶をいただきたいと思います。審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

○尾原審議官 まずは、本日までの4回にわたる会議におきまして、皆様から幅広い御経験、御知見を踏まえた示唆に富んだ貴重な御意見を数多くいただきましたことに感謝申し

上げます。

委員の皆様の高い視座で御議論をいただいたことで、これまでに地域で積み重ねてきた様々な試行錯誤、そのような蓄積があるからこそ、現在、直面している課題について、これをはっきりと把握することができたものと考えております。

幼児期から高齢期まで、あらゆるライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育を推進するという消費者教育推進法にも掲げられている理念も非常に重要なものである一方、ひと思いに実現できるものではございません。だからこそ、地域の実情に応じて、関係省庁や地方公共団体、関係団体等の皆様と連携を密にして、持続的にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。皆様の御議論の成果である取りまとめは、その際の重要な指針になるものと受け止めております。これまでの取組の蓄積や各地の御苦勞を受け止めた上で、未来志向の前向きな御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、本分科会のヒアリングに御協力いただいた皆様を含め、地方公共団体の地方消費者行政、そして、地方消費者支援活動に関わっていただいている皆様には、限られた人員や予算の中での地域の消費者の安全・安心のための御尽力に改めて心から敬意を表させていただきますとともに、この場を借りまして、本分科会への御協力に改めて感謝申し上げます。

引き続き、消費者教育推進本会議におきましても、皆様の御指導を賜れると幸いです。約半年間、誠にありがとうございました。

以上でございます。

○大藪座長 審議官、どうもありがとうございました。丁寧にお言葉をいただきました。ありがとうございました。

また、皆様方も4回にわたりまして、非常に実りの多い、内容の濃い議論をさせていただいたのではないかと考えております。委員の皆様方、本当にどうもありがとうございました。

それでは司会を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田課長 本日は、御多用のところ御議論等を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、本会議におきましては、今、審議官からの御挨拶にもありましたが、地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関して、様々な高い知見、そして、現場の実態を踏まえた御意見を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

分科会は、本日で終わりになりますが、委員の皆様におかれましては、約半年間にわたり、貴重な御意見、そして、重要な御指摘をいただきまして、心から感謝申し上げます。

以上で第4回地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会を終了させていただきます。

本日、そして、この半年間、誠にありがとうございました。

○大藪座長 ありがとうございました。お世話になりました。

○黒田課長 ありがとうございました。